

5月3日の会（関西センター）会計報告
1974年11月15日—1975年7月15日

1974年	11月15日現在繰越額	12740
取入	(誌代およびカンパ)	61000
支出	17号印刷費	45000
	同 発送費	3435
	通信費	2250
	振替手数料	1520
	年末の被処分教員救援カンパの 振替手数料=会負担をふくむ	
支出小計		52205
差引		8795
1975年	7月15日現在繰越額	21535
	以上	

なお、本号の誌代として、例によって500円程度お送りねがえれば幸
いです。

1975年7月28日 5月3日の会・会計

五月三日の会通信

18

神戸から	岡山から
徳島から	新潟から
横浜・関東学院から	江・島根大学から
40	36
32	23
21	16
1	

1975.7

第四〇回公判調書(抄)

速記録

事件番号 昭和四五年(5)第五三〇号
証人氏名 小林正光
(一)
年令 六〇歳(大正四年二月二日生)
職業 神戸大学教授
住居 宝塚市月見山二丁目一八一四

被告事件名および
被告人氏名

公判をした年月日

裁判所

裁判官 森下守英
木村 楠井勝也
石田 明
河原昭文
裁判所書記官
検察官
出頭した弁護人

建造物侵入 威力業務妨害 器物損壊 公務
執行妨害 建造物損壊 暴力行為等处罚に
する法律違反

松下 昇(出頭)

昭和五〇年四月二十五日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長 山下鉄雄
陪審員 楠井勝也
木村烈

河原昭文

檢 四四年の九月一日神戸大学の教養部B一〇九教室で行なわれた
証人の化学の授業が被告人たちから妨害されたという事件は知つ
ておりますか。

小 はい。

檢 当日の証人の授業は何時限目の授業でしたか。

小 一時限目です。

〔一〕

檢 当日証人は何時ごろB一〇九教室に行かれましたか。

小 はつきり覚えておりませんが、数分前に教室の前あたりへ行き
ました。

檢 そうすると授業の始まる午前九時の数分前ということですか。

小ええ、そうです。

検B一〇九教室付近の状況ですが、当時学生たちの姿は見えましたか。

小はい。

検どのへんに何人ぐらいの学生たちの姿が見えたか答えて下さい。

小はつきり覚えておりませんが、あの前の広場その他に数十人いたと記憶しております。

〔三〕

検記憶喚起のために脚きますけれども、いわゆる玄関の広場付近にヘルメットスタイル、ヘルスタイルの全共斗の人たちがさかんにシユフレヒコールなどをしていたのを記憶しておりますか。

小そう言わればそういう気がします。

〔三〕

検証人はB一〇九号室の入口の付近まで行かれましたね。

小はい。

〔三〕

検その前付近へ行ってからじやあ中にはいましたか。どうですか。

小はいりません。

検どういうわけで中にはいませんでしたか。

小付近の状況がとてもはいれるような状況でないと判断したからです。

検B一〇九教室の中は見たんですか。

小まあかいま見た程度です。

〔三〕

小そのへんがただ聞こえなかつたのかもしれません、騒音で。

〔三〕

検その後、証人はそのまま一〇九教室にはいったんですか。それともその場からどこかへ行つたんですか。

小はいれそもないので運営委員のところに、執行部ですが、一応帰つたと思っております。すぐは知らないで。

〔三〕

検運営委員会が当時は何か門衛室というんですか、門衛所あたり守衛室ですか、そこで待機してやうな形でしたか。

小はい。

〔三〕

検その最初一〇九号教室に行つたときに中の様子を見てたのはだいたい何分ぐらいですか。〔三〕一〇分か二〇分ぐらいだと思つております。

検証人はその後再び守衛室からB一〇九号教室に行つたんですか。

小参りました。

検行つて中にはいましたか。

小はい。

検はいつたときは松下被告人はいましたか。

小いました。

検どの位置で何をやつていたんですか。

小前の教壇の上で前のほうにむかって話しかけていたと思います。

検そのときの一〇九教室の中の状況は静かだったんですか。騒然

検その中を見たときに被告人の姿は見えましたか。

小はい。

検どのへんにいたんですか。

小教壇の上にいたと記憶しております。

〔三〕

検教壇の上にいた被告人はどういう動作をしてたんですか。

小何か学生の席にむかって話しかけていたように思っております。

検松下被告人が教壇で話してることに対ししてその受講生でないよ

うな人が何人かいたかどうかは記憶ありませんか。

小あります。〔三〕二〇名前後とだいたい思つております。

検その二〇名前後の人はB一〇九号室のどのへんにいたんですか。

小前のほうですか。

小前のほうです。

検その松下被告人の話の内容は記憶にありますか。

小ありません。

検じゃあその前のほうにいた約二〇名ぐらいの人は、松下被告人の話に對して何か反応は示していましたか。

小一応、応答の形をしておりました。

検応答といいますと。

小応答といいますか、話を聞いておるといいますか、そういうよ

うな形だらうと。〔三〕声は聞こえませんでした。

検声は聞こえないというのは、何も言わないで、ただ聞いてるだ

としていましたか。どつちですか。

小静かとは言えませんでした。

〔三〕

検証人は中にはいつていって松下被告人に話しかけましたか。

小話しかけました。

検どういうことを言いましたか。

小……ここは私の担当の化学の授業であるから教室を明渡していただきたいといった、そういうような趣旨だっただと思います。

検それに対して松下被告人は何か言つていましたか。〔三〕どう

いうことを。

小わかりましたと。しかし返事はおつてあとからするとか、そういうことを言つたと記憶しております。

〔三〕

検そのほかに何か〔三〕松下被告人が言つたことはありませんでしたか。

小はつきり覚えておりませんが、この男がさつき話した男だうんぬんといった言葉だったと記憶しております。

検それを聞いて証人は松下被告人に對して何か質問をしましたか。

〔三〕今話していた男だといわれてどういう意味か聞きましたか。

小聞いたような記憶がありますが、はつきり覚えておりません。

検証人は、今話していた男はこの男だということをどういうふうな趣旨に取りましたか。

小これは私個人の考えですが、おそらく私が大学の発表したカリキュラムどおりにするそういう男だと思つたんじやなかろうかと 思います。

検 証人が自分の授業する場所だから明渡してくれと言つたことでその後被告人はすぐに明渡してくれましたか。

小 明渡してくれませんでした。

検 証人はその場にずっといたんですか。

小 はい。

検 そうすると被告人が何か話を続けましたか。

小 何かいろいろと話をしていたと思つております。

検 どういうことを話したか記憶ありませんか。

小 まあ授業することの可否うんぬんといったことだろうと思っています。

検 そのほか細かいことは覚えてないです。

小 まあ興奮しておったので詳しい記憶はあまりありません。

検 じゃあ記憶喚起のために聞きますが、大学問題を討論したいと思つります。

小 思うけれども君たちは自分と討論したいか、小林教授の講義を聞きたいか、学生にむかって言つたかどうか記憶ありませんか。

小 そういうことを言つてた記憶があります。

〔三〕 検 証人自身はそういった松下被告人の言つた言葉に対して答はしましたですか。

小 ここでは私は化学の授業だからそういうことについてはそうす。

検 証人はその後その場にずっといたのか、どこかへ行きましたか。

小 一度外へ出たと思っております。〔三〕運営委員のところへ。

〔三〕 検 証人自身はそのとき警察官の人たちからの警告などはあったかどうか、どうです。

小 再び部屋にはいり〔三〕教壇の近くに参りました。

検 松下被告人はやはり依然としてそこにいたんですね。

小 そうです。

検 証人自身だけがはいつたんですか、ほかの教職員もはいっなん

〔三〕 検 証人はどうしましたか。

小 再び部屋にはいり〔三〕教壇の近くに参りました。

小 〔三〕全く記憶がありません。

〔三〕 検 証人は先ほどから松下グルーフと言っていますけれども、どう

小 いう点から言っているんですね。

検 小 その後松下グルーフ、松下グルーフという言葉が我々大学に一

般化された言葉ですから、私もうつかり言つたんですけれども。

〔三〕 検 結局授業というのはその後できましたか、どうですか。

小 できませんでした。

検 小 そうすると受講生らしき人は全裸そこに座っていたんですね。

小 か、ある一部の人は出て行つたんですね。

〔三〕 検 小 出で行きました。

検 小 証人は、今日は授業はしないといふことは残つた人に言いましたか。

小 中しました。できないということを中しました。〔三〕このよ

うな状況から本日の授業は休講とすると、そういうことを宣言したと思つております。

検 その時間が何時ごろか算えておりますか。

小 〔三〕一〇時一〇分ごろじゃないんですか。

小 一〇時二〇分ごろじやないんですか。

小 一〇分か一二分ごろ、そのころだと思っています。

〔三〕 検 学園紛争の経過について聞きますが、〔三〕高倉山で全神大人

検 さつきの守衛所のところですか。

小 はい。

検 そこには堀江格郎教授とか湯浅光朝部長がおりませんでしたか。

小 おりました。

検 汤浅部長がB一〇九号室の西側付近に来たかどうか、記憶があ

りますか。

小 参りました。

検 湯浅部長はそこでどうすることをしていましたか。

小 マイクで放送しておりました。

検 小教室を占拠する学生に対して退去するような意味のことだった

小 と思っております。

〔三〕 検 そのとき警察官の人たちからの警告などはあったかどうか、どうですか。

小 〔三〕全く記憶がありません。

〔三〕 検 証人はどうしましたか。

小 再び部屋にはいり〔三〕教壇の近くに参りました。

検 松下被告人はやはり依然としてそこにいたんですね。

小 そうです。

検 証人自身だけがはいつたんですか、ほかの教職員もはいっなん

〔三〕 検 証人はどうしましたか。

小 再び部屋にはいり〔三〕教壇の近くに参りました。

小 〔三〕全く記憶がありません。

〔三〕 検 証人は先ほどから松下グルーフと言っていますけれども、どう

小 いう点から言っているんですね。

検 小 その後松下グルーフ、松下グルーフという言葉が我々大学に一

般化された言葉ですから、私もうつかり言つたんですけれども。

〔三〕 検 結局授業というのはその後できましたか、どうですか。

小 できませんでした。

検 小 そうすると受講生らしき人は全裸そこに座っていたんですね。

小 か、ある一部の人は出て行つたんですね。

〔三〕 検 小 出で行きました。

検 小 証人は、今日は授業はしないといふことは残つた人に言いましたか。

小 中しました。できないということを中しました。〔三〕このよ

うな状況から本日の授業は休講とすると、そういうことを宣言

したと思つております。

検 その時間が何時ごろか算えておりますか。

小 〔三〕一〇時一〇分ごろじやないんですか。

小 一〇時二〇分ごろじやないんですか。

小 一〇分か一二分ごろ、そのころだと思っています。

〔三〕 検 学園紛争の経過について聞きますが、〔三〕高倉山で全神大人

結集会というのがあったのをございましたか。

小 はい。

検 そこでは結局どういうことが採択されたんですか。

小 三三はっきり記憶しておりません。

検 証人はそこに出席しなかつたんですね。

小 出席しておりません。

〔三〕

検 その後授業が四四年の八月一八日から徐々に再開されたのをございましたね。

小 はい。

〔三〕

検 当日証人の授業であった九月一日のことについて担当の授業についてカリキュラムで事前に配布してましたか。

小 そうです。

検 間違いありませんか。

小 はい。

〔三〕

検 当日証人の授業であつた九月一日のことについて担当の授業についてカリキュラムで事前に配布してましたか。

小 そうです。

検 間違いありませんか。

小 はい。

〔三〕

検 証人はこのように授業を妨害されておりますが、妨害されたことについての被害感情と言いますか、処罰意思についてはどう思つてますか。

小 私は授業というものは神聖なものだと思っておりますので、こ

ういう状態で授業が妨害されたということについてはある種の憤りをもつております。したがつて何かの結論が出ればありがたいそういう気持でおります。

〔反対尋問〕

弁護人 松下さんを部屋の外へ出したのはだれですか。

初期の段階ですが。

小 そういうことについては私は実に情ないことですが、あまり詳

しいことは存じません。昭和四四年五月の段階に神戸大学教養部教授会が改革私案というものを教授会の全構成員の討議によって、パンフレットを出したという記憶はありますか。

小 その記憶はあります。

松 そのメンバーのひとりであつたわけですか。

小 はい。

松 それはなぜですか。

小 おそらくそのころ学会の準備があつたんだろうと思います。あまり記憶ありません。

松 その直前の六月二八日から二九日にかけて教養部教授会が、七月一二日の全学集会について何か集会というか、団交を持ったことの記憶はありませんか。

小 多くはありませんが、ときどき欠席したことなどは事実です。

松 私がさきほど述べた六月二八日から二九日にかけての神戸大学

の六甲台の講堂における教養部教授会と学生たちとの団交に出たかどうか。

小 それは出たと思つております。

松 どのような結論になつたんでしょうか。

小 結論は朝方でございましたか、確認書にサインをした、団交の

全員がサインをしたと思つております。

松 確認書の内容に記憶ありませんか。

小 三三詳しい内容は覚えておりません。

松 七月一二日の全学集会は封鎖解除の口実であるから教養部教授会としては反対する、という趣旨ではなかつたでしょうか。

小 でしょかといわれればそうかもしれません、はっきり覚えておりません。

松 その確認書を調べれば内容は正確にわかるわけですね。

小 そうです。

松 七月一二日の全学集会は平穏に行なわれましたか。

小 どうでしたかな三三平穏に行なわれなかつたという記憶があるんです。

〔三〕

松 そのときに全共斗の学生が多数機動隊に崖から突き落されて負傷したということは、新聞でご覧になりましたか。

小 新聞というよりか、あとから何か耳にはいったことは、それについてることは何かあったことは覚えております。

松 その当時逮捕者が七二名出たということは記憶ありますか。

小 ありませんですね。

小 堀江教授以外の人の名前は覚えておりません。

弁 その中に警察官はおりませんでしたか。

小 それがどうしても思い出せないんですが、いたような気もいたしましたし、いなかつたような気もいたします。

〔三〕

弁 あなたが休講を宣言したときには、もう松下さんはいなかつたわけですね。

小 三三はっきり覚えておりません。それで連れ出されて、再び松下氏がはいって来たんは記憶ありますが、なかなかその点の記憶がないんです。はいって来られたことは事実ですが〔三〕

〔三〕

松下 神戸大学のバリケードが行なわれた期間はいつごろからいつごろまでですか。

小 覚えておりません。

〔三〕

松 大学当局はそのバリケードに対してもどのような処置をとりましたか。

小 ……

松 特に初期の段階です。

小 当局がですか。

松 具体的にいえば教養部教授会といつてもいいですが。

小 そういう意味ですか三三教授会がバリケードに対してですか。

松 別の言い方をしますと、バリケードを直ちに解除するのではなく、バリケードによって提起された問題に教授会として答えようという姿勢を持っていましたか、まったく持ってたかったです。

小 どこかで聞かれたことを覚えております。

松 それは事件の直後ですか、かなり経つてからでしょうか。

小 直後ではありませんでしたね。いつだったか覚えておりません。

松 何ヵ月か経ったのちだった可能性が強いですか。

小 何ヵ月、そんなに経つてなかつたと思うんですけど。

松 直後だったか……その点も、実に情ないことです。

小 何ヵ月か経つたのちだった可能性が強いですか。

松 何ヵ月か経つたのか覚えておりません。

（前回にひきつづき、検察側証人小林正光教授にたいする、松下さんによる反対尋問が続行された。）

一九七五年五月二三日

〔…〕

松下 九月一日から教養部の授業が再開されたのですか。

小林 そうです。

松 それはいつ決定されましたか。

小 〔…〕詳しい日時は聞いておりませんが、その前の教授会で決定したと思つております。

〔…〕

松 その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 九月一日から授業開始の決定をどういう手段で知りましたか。

小 〔…〕それは九月、それより以前、四・五日前からガイダンスがございました。九月一日から一年だけ授業をするということでガイダ

〔…〕

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

松 〔…〕その決定した教授会に証人は出席されましたか。

小 記憶がありません。

ンスがあつたので、覚えております。

松 一年だけ行なうということですか。

小 はい。

松 二年以上はどうなつていましたか。

松 一年についての授業と言わわれているものは最終的な授業ですか、それとも討論を含む暫定的なスケジュールですか。

小 きちつとしたスケジュールであります。

〔…〕

松 当時は無期限スト中ではなかつたのですか。九月一日は。

小 〔…〕覚えておりません。

松 九月一日より後の九月六日に教授会が団交を行なつて初めてストを解除した、という記憶はありますか。

小 ありません。

松 正式な授業再開は九月一六日からだたという記憶はありますか。

小 〔…〕それは二年以上ではなかつたかと思っております。

松 〔…〕一年、二年を含む教養部全体の正式な授業を九月一六日から行なうという決定が、なされたのではありませんか。

小 定かであります。

〔…〕

松 B一〇九教室を数ヵ月、自主講座運動実行委員会が使用していました、という記憶はありますか。

小 〔…〕それはあります。

松 〔…〕どのようなことを記憶していますか。

〔…〕

松 〔…〕B一〇九教室を数ヵ月、自主講座運動実行委員会が使用していました、という記憶はありますか。

小 〔…〕それはあります。

松 〔…〕どのようなことを記憶していますか。

〔…〕

松 その申入れを教授会が認めているということの記憶は。

(検察官の異議申立てをはさんで)

松 どうでしょうか。

小 その点も覚えておりません。

松 前回の証言に教養部運営委員会という言葉が出てきましたが、

〔…〕運営委員会の決定と教授会の決定はどういう関連にありますか。

小 すべて教授会の決定だろうと思います。

松 教授会決定のほうが優先するわけですね。

小 と思います。

松 本件の発生した九月一日に運営委員会が取った方針は教授会の承認を得ていましたか。〔…〕たとえば一〇九教室に運営委員会のメンバーがやってきて、中にいる被告人に対して何かの通告をしたという点に関してですが、そういう通告は教授会の決定であるいは承のもとに行なわれましたか。

小 そういうことは運営委員会がやることを教授会は承認しておると思います。

松 事後承認ですか。

小 事後承認もあれば〔…〕事前にいちいち細かいことについては教授会はいちいち指示いたしませんから。

松 本件についてはどうですか。

小 本件についてはこのころは詳しいことは覚えておりません。

松 少なくとも教授会決定で九月一日の方針が出されたのではありませんね。

小 教授会決定で九月一日から授業をするという方針が出されてお

ります。

松 今聞いているのは一〇九教室の中にいる者に対する通告の内容ですよ。

小 そういうことは教授会は予測できないと思います。

松 一〇九教室の中にいる者と漠然と言いますが、誰に対して通告がなされましたか。

小 もちろん妨害を禁ずるという意味から、妨害する者もそうあります。

小 当時の松下講師に。妨害をしないという通告があります。

松 受講生と受講生でない者の区別はどこで判断されましたか。

小 座る位置その他です。

小 まあ長年の教官生活からおよそその態度がわかると思います。

松 受講生でない者は前のほうに座っていた人たちだけですか。

小 そういう定義はわかりません。態度その他で。

松 どういう態度ですか。

小 まあ長年の教官生活からおよそその態度がわかると思います。

松 教室の前のほうだと思います。

小 覚えておりません。

松 その教室の中にはほかの教職員や警察官はいなかつたのですか。

小 〔…〕

松 前回の証言で、被告人が証人の申入れに対してわかりました、教授会決定で九月一日から授業をするという方針が出されておりました、

小 教授会決定で九月一日から授業をするという方針が出されておりました、

松 その前提をご存じですか。闘争の提起した問題に答えながら討論をはさんだ形で教室にはいると、それが教授会決定でしょう。

小 私個人としてはそのようなことはできませんから、化学の授業をするということが信念でした。

松 信念が教授会決定に反しても。

(検察官の異議申立てがあつて)

裁判長 教授会の決定の内容がかみあつてないんですね。

松 被告人の言つてるのは、闘争の過程もあるし、その討論をはさむという形で授業をするようにという教授会の決定ではなかつたかと、そう前提があつたんですね、被告人のほうには。

松 はい。

小 〔…〕

松 討論をまじえた、ですね。

小 はい。

松 九月一日には最終的には休講を宣言されたわけですか。

小 最終的にはそうです。

松 九月一日にほかに休講したクラスがあるかないか、ご存じですか。

小 か。

小 はつきり覚えておりませんが……

(教養部広報第一二号八ページを示す)

松 「……つまり休講は証人のクラスだけでなく、ほかにも複数あつたわけですね。

小 はい。

〔…〕

松 前回の検察官の質問に対する最後の証言で、授業は神聖なものであるということを言わされましたね。

小 はい。

松 なぜ授業は神聖であるのですか。

裁 しかし〔…〕どういうことを神聖であるというのか、意見でもかまわないと思いますから。

小 大学教師として特に理科教師として学生に接する唯一の場は授業研究と考えております。最大の場であると。したがつて神聖であります。

裁 なぜ授業は神聖であるのですか。

檢 裁判長、異議があります。関連性なし、それから意見を求めるものであります。

小 なぜ授業は神聖であるのですか。

裁 しかし〔…〕どういうことを神聖であるというのか、意見でもかまわないと思いますから。

小 大学教師として特に理科教師として学生に接する唯一の場は授業研究と考えております。最大の場であると。したがつて神聖であります。

裁 要するに授業は妨害されたりしてはならないと、それだけのことですね、神聖といわれるのは。

小 〔…〕

松 参加者は被告人だけでなしに、後の湯浅教養部長や広報を作成した広報委員会のメンバーを含む広範な人たちの参加がありました。そういうことを知りませんか。

小 〔…〕

松 自主講座は参加者を拒否しないわけです。誰かを排除すること

は原則としてしない、またあらゆる場所に移動可能である。ここも含めてですから。妨害するということは自主講座の考え方の中には全くはいりこむ余地がないんです。誰でも参加できるのです。しかも数カ月の空白期間に学生と接触する場を唯一確保していたのは一〇九教室の自主講座だけである、と言つていいと思います。そういうふた広い意味での教育研究の場としても否定するのかどうか、という質問ですが。

裁 どうですか、証人のご意見。

小 裁判所なり大学なり公けの場所のどこでも、駅の構内でもどこでもそういう不特定な自主講座と称するものが行なわれるということは、よろしくないと思います。それだけです。

裁 認めないというんですね。

小 はい。

松 九月一日の経過の全体が広い意味での授業であったとは考えられませんか。

小 全体とは。

松 証人が妨害とおっしゃることも含めて、そしてそれが現在まで裁判になつていることを含めて、それらが総体としてひとつの大好きな授業である。

小 そのようなむずかしいことはわかりません。

小 はい。

松 その授業も大学当局によって決定された時間割でやる授業という狭い意味の授業ですか。

小 それもありますし課外のゼミナールもあります。

松 自主講座もはいるんですね。

小 自主講座は、私は認めておりません。

松 なぜですか。

小 それは私の理念の問題です。

松 証人の言う神聖な授業は効果をおさめてきたと思いますか。

小 ありますし課外のゼミナールもあります。

松 当日九月一日に授業を受けられずに留置場や拘置所へ入れられたいた学生があるということは、どう考えましたか。

小 今初めて聞きましたのですが、考えたことありません。

松 現にあったのですが。

小 裁判長、関連性なしと考えますので、異議を申立てます。

检 検査人のいわゆる自主講座というものを説明して、それを証人はどう思うかと聞きなさい。

松 当時昭和四四年二月から八月まで、神戸大学教養部の建物はほとんど使用されていなかつたにもかかわらず、被告人を含む多数の教職員、学生、あるいは学外者は、連日B一〇九教室においてさまざまな問題、学問内容を含むさまざまな問題について討論を行ない……

检 今は被告人が、証人に対する質問じゃなく意見を述べているので……

裁 証人にに対する問い合わせをして聞きなさい。

松 本件の九月一日の経過に触発されて、あるいは感銘を受けて、翌日以後多数の学生が大学当局のやり方に反対して声明を出した——その声明の内容は自主ストライキを続行するという内容ですが——そのような声明が一〇九教室およびその周辺に掲示されたり配布されたりした、ということの記憶がありませんか。

小 ありません、はつきり覚えておりません。

松 九月一日の事件以後、このようなやり方での授業はもう受けるわけにいかないと決心した学生が多数あるということは、ご存じですか。

小 知りません。

〔…〕

松 証人のいうような授業や教育のやり方でしか化学、広い意味での学問研究は、追究できないのでしょうか。

小 その点はいろいろの学者がそれぞれの観点を持つておると思うますので、それぞれの学者の觀点に従うより仕方がない、私は私なりの考えがある、それだけです。

松 判定できるのは学者だけですか。

小 学者とか教育者とかいろいろあると思います。

松 すでに本件から五年以上経ちますが、大学斗争を証人からとらえるとどのような意味を持つたか、最後に述べてください。

小 当時の大学斗争ですか。

松 はい。

小 あまり意味がなかつたのではないかというような気がいたしました。

(検察官から少々の再尋問があつて、その後、松下さんが神大教養部広報第三〇号の一八一ページを証人に示す)

松 九月一〇日水曜日の項、「現時点におけるB一〇九教室において授業計画と重なる時間に開いている松下講師の自由講座を認めることはできない、の原案を賛成多数で採決」とありますが、この記述は間違いありませんか。

小 ……間違いないと思いませんが。

裁判所速記官 吉田・坂本

訴 状

資料1

岡山市津島中一丁目
岡山大学南宿舎(二)R+B三〇二号室

原 告 坂 本 守 信
右訴訟代理人弁護士 河 原 昭 文

被 告 岡山大学長
谷 口 澄 夫

懲戒処分取消請求事件
訴訟物の価額 金三五万円
貼用印紙額 金三、三五〇円

請求の趣旨
被告が原告に対し昭和四八年五月七日になした懲戒処分を取消す。
訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

一、原告は昭和四三年四月一日以来岡山大学講師の職にあつた者で

あるが、被告は昭和四八年五月七日原告に対し懲戒免職処分（以下本件処分という）をなした。

二、本件処分は次のとおり手続的に違法であり、取消さるべきである。

(一) 被告は本件処分にあたり、教育公務員条例法九条、三条三項の規定に違反し、原告の請求にもかかわらず、原告に対し陳述の機会を与えたかった。

(二) 被告は本件処分の際、国家公務員法八九条一項の規定に違反し、原告に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなかった。

三、原告は本件処分につき昭和四八年七月六日人事院に対し行政不服審査法による審査請求をしたが、三ヶ月を経過した今も裁決がない。

四、よって原告は本件処分の取消を求め本訴に及ぶ。

口頭弁論において隨時提出する。

付 届 書 類
一、委任状 一通
昭和五〇年二月一七日

原告訴訟代理人
弁護士 河 原 昭 文

資料3

岡山地方裁判所 御中

(この訴状にたいし、被告岡山大学長は四月二八日付で「答弁書」を岡山地裁第二民事部宛に提出している。)

——編者注——

決 定

原 告 坂 本 守 信
被 告

右被告訴訟代理人
弁護士 河 原 昭 文
岡山地方裁判所 御中

岡山から

右当事者間の昭和四八年(?)第六〇一号家屋明渡請求事件について
当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件につき、さきに閉じた弁論の再開を命ずる。

昭和五〇年二月二五日午後一時三〇分の口頭弁論期日（判決言渡）を取消し、次回期日は追って指定する。

昭和五〇年二月二四日

岡山地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 平田

裁判官 南 三郎

裁判官 大串 修

資料4

告訴状

岡山市南方一丁目八番四二号 岡山地方裁判所内

告訴人 岡山地方裁判所判事 渡辺 宏

氏名・本籍・住所・職業・生年月日いずれも不詳

被告訴人 別添写真の男

告訴事実

一、告訴人は岡山地方裁判所裁判官である。

二、被告訴人は、昭和四九年四月一日午後二時より当裁判所第二

三号法廷において、当職担当で開廷された被告人坂本守信・同小

三八／三三九条（公訴棄却）と、どのような関連をもつかにつ

いて、検察官を含む本件関係者それぞれの見解を問う。

二、前項と対応させつつ

三、法廷等の秩序維持に関する法律による秩序罰を受けた後、

ささらに同一事実に関して刑事罰を受けた例

四、被告人は、本件の公訴事実と同一事実にして告訴人から、

告訴と同じ日に、制裁裁判により監置二十日間の決定を受けて

いるが、これが憲法第三十九条（一事不再理）や刑事訴訟法第三

三八／三三九条（公訴棄却）と、どのような関連をもつかにつ

いて、検察官を含む本件関係者それぞれの見解を問う。

α（公判の出現過程について）

一、被告人は、本件の公訴事実と同一事実にして告訴人から、

告訴と同じ日に、制裁裁判により監置二十日間の決定を受けて

いるが、これが憲法第三十九条（一事不再理）や刑事訴訟法第三

三八／三三九条（公訴棄却）と、どのような関連をもつかにつ

いて、検察官を含む本件関係者それぞれの見解を問う。

訴事実（起訴状を添付する——疎明資料①）および、その審理

過程と、どのように連続しているか。

二、本件の公訴事実は、被告人に関する昭和四七年(?)第三〇三号

事件の公訴事実（起訴状を添付する——疎明資料②）および、その

審理過程と、どのように連続しているか。

三、本件の公訴事実の記述は、被告人に関する

本年四月二日付制裁裁判決定書

同日付告訴状

本年四月二十五日付勾留決定書に添付されている別紙「被

疑事実」

にある記述と、どのような共通点および相異点をもつか。その理由は何か。

オ 一つの公判過程が、審理参加者の表現行為を媒介して、も

う一つの公判過程を、ハタマゴ／のように生みだした例

オ 裁判官が、審理参加者を告訴した例

の有無および具体的な内容について、少くとも検察官の調査結果

を問う。

三、本件被告人は、昭和四八年(?)第二八三号事件（被告人は△△△

名）の第△四△番目の被告人であると同時に、前記事件の審理

参加の過程で制裁裁判を受けた△△△人の△△△人でもある。

この△△△人のうち△△△人が告訴→起訴された理由は何か。（なお、被告人の求釈明、立証などのために、△△△人の

制裁裁判調書の副本が必要である。）

β（起訴状の位相について）

一、本件の公訴事実は、前記の昭和四八年(?)第二八三号事件の公

松芳文に対する昭和四八年(?)第二八三号不退去被告事件を審理中傍聴人として傍聴していたが、午後二時三二分頃右被告人坂本に對する退廷命令が発せられ、付添いの岡山刑務所刑務官によつて同被告人が退廷させられようとするや、突如として、傍聴席からその前の柵をのりこえて弁護人席前に至り、その附近から、二回にわたり生の鳩卵を裁判官に向けて投げつける暴行をなし、裁判所の職務の執行を妨害するとともに、裁判の威信を著しく害したものである。

三、よつて、右被告訴人を告訴する。

昭和四九年四月二日

右告訴人 岡山地方裁判所判事 渡辺 宏

岡山東警察署 御中

資料5

いま、ここに出現する……

（求釈明書）（序）

公務執行妨害被告事件

被告人 松下昇

前記事件について、次のように

（求釈明）を開始する。

一九七四年六月十八日

前記事件の被告人の△△△人

三、被告人が、当日、傍聴席にいたとして、公訴事実にある行為

以前に、何か発言したかどうか。これについて、まず当日の全

ての参加者に問う必要がある。

四、「被告人坂本守信に対して退廷命令が発せられ」までの

審理の経過は、どのようなものか。

五、前記の退廷命令の執行が、被告人の行為を動機づける全てで

あるとみなしているのか。より正確に記述を改めるつもりはないか。

六、「矢庭に」は、「突如として」（制裁裁判決定書、告訴状）

「いきなり」（勾留決定書）と同じ意味かどうか。いずれにし

ても、言葉をいいかえることが可能なのはなぜか。

七、「弁護人席付近」は、「被告人席付近」や「証言台付近」な

どと言葉をいいかえることが可能ではないか。

八、△タマゴ△が「裁判長をめがけ」て「投げつけ」られること

と、法廷が△タマゴ△に衝突して飛び散ることの関係について

少くとも相対性原理を援用して説明せよ。

九、疎明資料の事件現場である△一〇三△教室で発見された△

タマゴ△（公判調書参照）や、疎明資料の中でも飛翔している△

△タマゴ△は、どのような湾曲過程をへて本件の△タマゴ△へ

仮装しているか。

十、その瞬間に出現したのは△タマゴ△だけか。それ以後の公判

で出現した△アメ玉△や△バチンコ玉△や△書類を入れた袋△

との関連をどうとらえるか。

十一、「二回にわたり」、「各一個を投げつけ」とあるが、△

△△回とか、各△一△個という風に整数でいい切る根拠は何か。

（被告人が、本年四月二十二日に監置二十日の期間を終つて岡山刑務所から出た直後、逮捕令状を示した警察官が、被告人の身柄を拘束すると同時に、△ハンカチ△を押収したのはなぜか。）

十二、「裁判長の職務の執行を妨害するとともに、裁判の威信を著しく害したもの」という記述（制裁裁判決定書、告訴状）の落差が生じる理由を説明せよ。法の適用範囲がことなるというのであれば、裁判の威信（これについても説明せよ。）を害した度合が、何を越境すれば公務執行妨害になるのか説明せよ。その説明が全ての人を納得させない限り、制裁も、告訴も、起訴も、その根拠を失うであろう。

すでに開始されている△△公判に、いま、「求釈明書」（序）を交差させるのは、四・一・四・二二以降の「文書表現」の「不」可能性の領域を、ラセン状に一周し、さらに△周していく契機を創出するためである。

本来、「求釈明書」は、この事件を媒介として重層的に渦巻いている△△一〇三△公判過程、制裁以降の抗告過程、第n号審問請求過程、そして、まだ名付けえない△△過程に△拘束△されている全ての人たちによつて、作成、提出、展開されるべきものである。しかし、その「不」可能性の対象化△△から△△出立△△することこそ、「私」がある抒情性で耐えている情況係数ではないのか。

ある必然に導かれて「私」を六月十三日（△研究室△公判の判決一周年）に勾引した神戸地裁の裁判官たち（一人は女性に変つている）は、検察官に「私」に関する全ての起訴状を朗読させることに

よつて、なにかを開始することに参加している。ここでも△△公

徳島から

岡山地裁第三号法廷へ

（不可視的に参加される全ての△△被告△△御中

資料1

公平一一七三九

昭和四九年一〇月二三日

人事院事務総長

審査請求の却下について（通知）

あなたの昭和四八年三月一〇日付け審査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

以上

審査請求の却下について

昭和四九年一〇月二三日

人事院は、元徳島大学医学部勤務文部教官山本光代（以下「請求者」という。）が、昭和四八年三月一〇日付けでした昭和四八年一月二六日付け懲戒免職処分に対する審査請求を、下記の理由により

人事院規則一三一一（不利益処分についての不服申立て）第六条の規定に基づき却下する。

記

本件審査請求については、審査請求書に処分説明書の写しが添付されていなかつたので、当院は、請求者に対して、昭和四八年七月二三日付公平一五五六をもつて公平局長から処分説明書の写しを提出するよう求め、更に同年九月二二日付公平一七二八をもつて処分説明書の写しを提出すべきこと等を内容とする不備補正を命じたと

ころ、請求者は、処分説明書の交付を受けておらず、処分説明書の写しを入手すべく努力しているとしたまま、補正命令に応じなかつた。

しかして、当院が調査したところによれば、請求者に処分説明書の写しを提出できない特段の事情が認められないばかりでなく、かえつて、同調査の結果、処分説明書は、請求者の住所に昭和四八年一月二六日配達證明付き郵便で配達され、また、請求者は、同月三〇日に徳島大学医学部長足立春雄から処分説明書の写しを受領した事実が認められるので、請求者は、処分説明書の写しを提出する意思があれば、これを提出できたものと認められる。

したがつて、当院は、請求者が何ら正当な理由がなく、上記補正命令に従わなかつたものと認めざるを得ない。

以上

昭和五十年一月二十四日

徳島市南二軒屋町山越一、一二二

長谷川 正治

人事院総裁殿

（別紙、書式どおりの「再審請求書」は省略する。なお、右にいう「人事院の判断の遺脱」は、山本さんへの徳島大学の「処分説明書」の写しが、山本さんから人事院に届かなかつた事情にもかかわっていよう。ひとつにはその事情は、七四年九月に山本さんからその「写し」の人事院への送付を依頼された京大教養部ドイツ語ゼミナールが、その依頼に応えうるには討論を前提とすると判断したこと、そしてその討論がいまだ終結には程遠いこと、であると思われる。

（編者注）

再審の請求について

私は元徳島大学医学部勤務文部教官山本光代氏が昭和四十八年三

きます。ただし、この期間内であつても処分があつた日の翌日から起算して一年を経過した後は、することができません。

一、処分者

官職 新潟大学長

二、被処分者

氏名 北 村 四 郎

三、処分の内容

所屬部課 新潟大学教養部 氏名（ふりがな）佐 藤 信 行

処分発令日 昭和五〇年二月一日

処分効力発生日 昭和五〇年二月一五日

処分説明書交付日 昭和五〇年二月一五日

根拠法令 国家公務員法第八二条第一号及び第二号

処分の種類および程度 懲戒・戒告

刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日

国家公務員法第八五条による承認の日

年 月 日

四、処分の理由

（一）成績の不当表示と命令違反

昭和四八年度の同人のドイツ語成績評価に当り、農1B及び理2Aのクラス学生に対し、教養部規程第八条第二項の定めに反し一律「合格」の表示を行い、あえて訂正を行わず、このた

新潟から

資料1

懲 戒 処 分 書
（氏名）
佐 藤 信 行 新潟大学 講師（教養部）
文部教官 教育職（3等級）
(処分の内容)
国家公務員法第八二条第一号及び第二号の規定により懲戒処分として戒告する
(発令日付) (交付日付)
昭和五〇年二月一日 昭和五〇年二月一五日
任命権者 新潟大学長 北 村 四 郎
处分の理由
人事院様式三一二（昭三七・九改）
(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第九〇条および人事院規則一三一一の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して六〇日以内に人事院に対して、することがで

め科目の成績を優、良、可、不可によつて表示することを必要とする作業が当該科目につきなしえず、ために教務、厚生業務に多大の支障をもたらしている。この行為は、教官としての職務怠慢の責を免れず、懲戒にあたるものと判断される。

なお、同人は、教養部長が上記の業務障害を除去するために

「合格」表示を規定どおりの「点数」表示に訂正することを、

昭和四九年六月一五日及び同月一七日直接口頭で求めたのに對し、これに応ぜず、更に同年七月九日第三〇三回教養部教授会の議決に基づき、同月二六日文書（新大教養教第一五四号）をもって上記の訂正を求めたが、あえてこれに応じないのであるが、この行為は明らかに命令違反の責を免れず懲戒にあたるものと判断される。

更に、同人は、理2Aクラスの授業において、教養部規程第七条の定めに違反し、正規の授業日程外の日に招集された最後の時間において成績の実質判断を学生の集団的討議に委ねた疑いが濃厚で、かつまた、これに参加しない学生、途中退席した学生に対し、名簿上の氏名を抹消し、単位不認定となる結果を招いたが、この行為は、教官の通念からしてはなはだしく当を欠く行為態様であり、先にあげた諸行為により同人は、懲戒の責を負うべきであるとした判断を支持するものである。

二 教授会等の長期無届欠席

昭和四五年四月七日の第一九五回教養部教授会以降、昭和四九年五月七日の第二九九回同教授会までに一〇五回の教授会が開催されたが、同人は、このすべてに無届で出席せず、また、ドイツ語の学科会議については昭和四五年の教養部移転以降昭

和四九年六月一二日まで欠席し、ドイツ語の教室会議については昭和四年一一月七日以降昭和四九年六月一二日までの間一回の出席を除いて他はすべて欠席した。これは、職務上の義務に反し、かつ、職務怠慢の責を免れず、懲戒に当るとしなければならない。

二、その他の行為

以上のほか、昭和四年四月一八日、一九日の教養部の学年末試験のさい、農学部校舎内において、これを阻止しようとする学生らの妨害行為があり、その結果、一九日においては、試験の実施が不可能となつたが、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した事実があり、また、昭和四年一一月二三日、本学の封鎖解除のさい、同人は旧理学部玄関前において学長の退去を命じに反して行動し、不退去罪の容疑で逮捕留置された事実があり、更に、昭和四年四月三日、教養部の五十嵐地区移転が行われたさい、同人は、この移転を妨害した学生と行動を共にし、職務上の義務に違反した事実があることが証言に照らして確認される。

これらの行為は、やや旧に属する行為であり、これを前記一、の行為と同列に論することは、さしひかえるとしても、前記行為に対する懲戒の判断を支持する要因を形づくるものという觀点で不間に付することは出来ない。

よつて、国家公務員法第八二条第一号及び第二号の規定により懲戒処分として戒告する。

資料2

審査請求書

人事院総裁殿

昭和五〇年四月一五日

六、口頭審理

（別紙）

七、審査請求の年月日

昭和五〇年四月一五日

八、添付資料

（別紙）

五、処分に対する不服の理由

国家公務員法第九〇条および人事院規則一三十一の規定により、次とのおり審査請求をします。なお、処分説明書写を添付します。

一、処分を受けた者

氏名 佐藤信行

住所 新潟県新潟市新町三丁目一〇一三二

生年月日 昭和一五年一月一日

官職 文部教官 講師

勤務官署 新潟大学教養部

二、処分者

氏名 新潟大学長

北村四郎

三、処分

処分の内容 懲戒処分 戒告

処分発令日 昭和五〇年二月一日

懲戒処分書の受領日 昭和五〇年二月一九日

四、処分説明書

交付 受領日 昭和五〇年二月一九日

（1）①「四八年度の成績評価」についてすでに教養部教授会レベルにあっては、それは、四八年度・教養課程・全科目・全担当教官・全成績表にわたつて（もちろん私の場合も含めて）、形式的には、三月中旬の段階ですべて完了していることである。にもかゝらず、教養部教授会は、形式と内容の混同により、私の場合だけを取り出して、しかも、予断と偏見、にのみもとづいて、成績評価・授業の内容を、「問題」としてとり挙げ、しかも「懲戒」

処分問題にのみ結びつけていったのである。こゝに、現在にいたるすべての「懲戒」処分策動のへ発端と、その処分の思想処分(レッドページ)としての本質が秘められているのである。

② たしかに当初——三月上旬段階で、教養部当局(部長、教務委員)より、「点数表示でないと事務上支障をきたすので合格表示を点数表示に訂正してほしい」との表明があつたが、担当教官としての私は、担当教官としての責任において、「その点を考慮し、検討していく」旨を述べた。(ちなみに、かの「調査報告書」ですら、「再査定の意向」としてこの事実をうけとめているが、たゞし、それがその後どうなつたのかにはいっさいふれず、たゞ「未完の」「部長命令、決定違反行為」のデッヂ上げに短絡している。)

③ その後四月上旬以降——四・一〇「四九年度授業とり上げ」、決定、四・二三「調査委員会設置」決定にいたる過程において、はつきりと①に述べた、危惧された、思想処分としての本質が現実となつてくる一方、「調査委員会」——新執行部(部長)のあらたな権力体制は、実は、担当教官としての私の「四九年度の成績表」についての現実的な処理・解決の過程(「再査定の意向」の実行の過程)を、何としても「懲戒」処分に結びつけようとする焦燥と衝動により、それが一つの決め手であるので、「処分事由」にデッヂ上げていくのである。

④ 担当教官としての私は、そのような、私からの「四九年度授業とり上げ」をその最大とする、種々の妨害・破壊策動にもかゝわらず、それらをたゞ批判しながら、「四九年度の成績表」についての現実的な処理・解決を、関連学生との接点をつくり出す

努力を含めて、はかつていき、「四九年度成績表について教養部長宛」なる文書を五月三〇日教養部教務係に提出することにおいて集約した。

それにもとづいて教養部当局(部長、教務委員)が、教養部教務係名の文書でもって、関連学部に点数表示「一〇〇」で作業をすゝめるように処置し、それによつて関連学部が事務的にすべてを完了したのである。(たゞ六月下旬には理・歯学部だけは教養部長に対して疑義を表明したらしいことを、私は私の調査で確認したが、事務上の作業については、七月上旬に再度私が調査したところ、すべて解決していることを確認している。)……(△六・二四▽、△七・ハ▽文書等参照)

(2) 以上にもかゝわらず、(1)・(3)にふれたように、「調査委員会」——新執行部(部長)による以上の過程に対する権力的介入・破壊策動、その上「処分事由」のデッヂ上げ策動へのエスカレート、要するに問題を解決していく姿勢は一片も持ち合わせていないことについて——それらもすべて文書によつて明らかにしつくしているのであるが——、少し具体的に明らかにしておきたいと思う。

① 四月二五日に私が教養部教務係におもむいただけで、すでに一教官(自称「調査委員」)が、私の提出した「四九年度の成績表」を、「調査委員会としては事実を調査するための資料として必要である」として、押収せんとする意向をのべた。(そのときは、「成績表は私が責任をもつてゐるのであり、そもそも担当教官と受講生との間の問題である。このことになつたが介入してくれるわれはなにひとつないだろう」と中心とした私の反論により、彼も退散せざるをえなかつたのが△△五・ハ▽文書参照)

② 五月下旬に教養部長より確認したのだが、五月一日には、四月三〇日に正式発足した「調査委員会」の委員長は、口頭で、私の「四九年度の成績表」(の一冊)を「調査資料として保管したい」と教養部長に申入れたとのことである。(△調査資料とは、すなわち「処分事由」資料への転化、「処分事由」デッヂ上げ策動をいみし、①とも関連して、「調査委員会の暗い、不条理の体質を浮彫りにしている。△△六・三▽文書参照)

③ 以上の如き「調査委員会」の、私の「四九年度の成績表」に対する対応の仕方に見合つたかたちで、しかもより一層強権的に打出してきたのが、六月一日の新部長による私への「話し」に外ならない。しかしその「話し」が、「事務上の支障」を解決するための「指示」(命令)とはいかに無縁のものであるかは、以下に見るとおり、具体的に明らかである。教養部長室での「話し」の主旨は、①「最近になつてあなたにもその意志があることを知つたので、合格表示をきまりにもとづいて点数表示になおしてほしい(ないしは、なおしなさい)」、②「まことにこれが従来から行われてきた正しいやり方である」ということである。△△「話しはこれでおしまい」△△「なおさないのなら、私はずっとあのまゝにしておきますよ」。

以上で話しを絶えず打ち切ろうとするのに抗して、やつと明らかになつた重大な点として実は、△△点数評示へのおし方というものは、すでに提出してある成績表そのものに手を加えておなすことであると、判明し、しかもそれと同時に、△△私がすでに四九年度成績表について暫定的に△△暫定的△△な形態をとるにいたつたのは、むろん上記①、②の事情がからんできたからに外ならない

が△△点数評示を提出しており、しかも私の手もとにはいはずれ記載、提出予定の白紙の成績表二通があることを、部長は「知らなかつた」(部長自らの発言)ことが明らかになつた。また△△現在、事務上どのように処置されているのか、という私の質問に対して、部長は「知らない」とこたえ、また私が指摘した「学生に対する成績表をたゞ△△合、否△△としてのみ教養部は知らせていいことについても、『それは知らない』とこたえる等々の状態であった。あまりにも認識不足、事実誤認、歪曲、執行部としての無責任、無原則もはなはだしいので△△この話しのつづきを月曜日(一七日)にしたい」といったところ、「授業があるので△△と、すでに退席、廊下を去りながら、言われ、拒否的な態度を示したのである。

④ 以上にもかかわらず、六月一七日には、やつと教官控室で出会えたので、私の方から、「つづき」としての話しをはじめたわけであるが、そこで教養部長の対応は、「話し」というよりも捨てぜりふに近く、△△「事実経過がどうであれ、そう(従来から)の正しいやり方を」しなさい△△「それは私の判断である。△△あなたを介しての、前執行部・全教官への責任はとる必要がない」という言葉に集約されるものでしかなかつた。まさにとりつくしまもないところを、やつと「事実経過がどうであれ」に対して、私が△△私は保留する△△と言つたことだけを、確認し合う点として私が話しをつないだのである。(△△ちなみに、さらに六月二五日にも、私からの設定で、教養部長とは「話し合い」をもつたのである。)こゝでの基本的な問題点は、教養部長における、問題を処理・解決していくにあたつての基本的な見識や事実確認の欠如に

あるといえよう。（例えば、『きまり』についても、從来から行わってきた正しいやり方としか言ひえていないのである。）

〔略〕

(4) (3)

〔略〕

(5) 問題はむしろ、きっぱりとこういうことではないのか。

ぬきさしならぬ現場における、さうやかな実践一模索をとおして見えてきた主要な問題の一つは、教養部当局・教授会がいみじくも

「問題」としたように——残念ながらまだに問題として確認も確立もされていないが——、「成績評価のありかた」である。

そして、まず、成績評価とは、ブルジョワ教育体系下にあって、無前提的に、無媒介的に言つてしまえば、差別ランクづけないし不可口切り棄てに外ならないこと、そして同時的にその「上位」ランクないし「可」の腐朽化はますますさけられなくなつてきていること、

教育とは、本来的にいって、自己教育——主体的な学習活動以外の何物でもないこと。

個々の科目、教官、学生に背おわされた「単位・必修」制度が、ブルジョワ教育体系下の成績評価の「実体」と不可分な関係にあること、

「単位・必修」制度と自己教育とは根本的にあいいれないこと、

……

何としてもそれら諸前提・諸条件を問うこと、

そして具体的な状況下での具体的な分析はすべての授業の不可欠の前提作業であること、……

そうした問題意識——そういつてしまえる程平板なものではあり

えないのだが、を介して（実はその一つ一つが、現実の持続的な過程の中からの産物に外ならないのが）、現実の実践一模索の過程の中から、私が四三年度以降「成績評価」において、とつてきた形態——自主評価（点数評示）・一律評価（点数評示）・一律合格評示（ないし、それらの複合した形態）とは、主要に、学生たちのすぐれた力の発揮によつて創り出されてきたものに外ならない。

問題は厳然としてそのように立てられているのである。従つて、「職務怠慢」・「義務違反」・「命令違反」がいかに単なる「処分事由」デッチ上げのための小細工にしかすぎないかは明白である。

〔二〕、もうすでに〔一〕での展開だけでも十分に明らかだと思うが、全く何らの前提もおくことなしに、たゞはじめから「懲戒」処分問題としてのみ「把握」「設定」することが、いかに不条理であり、現実的にも、論理的にも、道義的にも、何ひとつとしてかなつていなか、またこゝでも解き明かしておこうと思う。七・一七△発言・問題提起△の補足として、ごくさゝな事実関係について、簡単にふれておきたいと思う。

(1) 「教授会」の「欠席」について、「届出る」ことが義務づけられたり、ましてやそれを欠かした場合には「懲戒処分事由」の一つに該当するとの、指示なり判断なりを、私どもは一度として教養部当局から、ましてや学長・評議会から、受けたことはない。たしかに昨年六月四日の会議において新教養部長が、「これから教授会運営上の」話として、「教授会」欠席の場合の理由の明示等がのべられたにしても、それとも、上記のように明言されたわけではむろんない。（ちなみに、かの「調査報告書」でも、「無届」とはいつていないのである。）

(2) さらには、ましてや「長期」であることをもつて——たとえそこに何らかの問題があるにしても（それについては、すでに私は見解を表明している）——それも学長・評議会が「根拠」にすえかえることはできない。

(3) さらに、「学科会議」・「教室会議」——いずれも非公式なものであり、その上そうした「会議」としても確立はされていない——における「欠席」をつけ加えたり、また「長期」にアクセントをおいたにしても、それをもつて、「根拠」にすることはできない。むろん、「会議」というような非公式な機関（ないし「集まり」）が現実にいろいろあるであろうし、そうした非公式な機関（ないし「集まり」）を、正式機関がどのようにとらえるかということは当然あると思うが、そのことと、学長・評議会（「大学管理機関」）が、そこでの「欠席」をとやかく言つたり、ましてやそれを「懲戒処分事由」にすることとを混同させることなど断じて許されないし何らそうする根拠を有していない。そういうことを「やりきる」とすれば、およそ前代未聞の「非行」となるであろう。

(4) 〔略〕

〔三〕、(1) また思想処分という関連でのべるが、評議会でも昭和四、三年度のことが挙げられてきているが、抑々これは、教養部での「調査委員会」が挙げたのであり、その意図は、成績評価・成績表の問

題では決め手を欠くということと裏腹の関係で、とにかくあれこれと「疑わしい」ことを挙げなければならないということであった。もちろん、教養部での「調査委員会」がそれらの事実のあれこれの列挙に一貫させ、とりわけ△四三、四四年度△にむけた怨念として噴き出したのは、「学生もわるいが、もつとわるいのは（一部）教官だ」という予断と偏見に外ならない。

評議会では、これら「客観的事実」をよそおったものについて、あるいはをかけ、かつどこかに、誰かに証言をすら求めた形跡があるが、こうした教養部での「怨念」・「予断と偏見」の母斑をどこまでもつけてまわっていることを知らねばならない。つまり、すべて事實はいゝようにねじまげられているのである。評議会でははずしてなかなかつたいくつかの「客観的事実」について考えてみれば、すぐわかるはずである。

それでもなおかつ、結局評議会でとり挙げられた点は、どれもひどく事実を誤認しているか（私がとつぐに指摘してきたことだが）、またひどく疑わしいとり挙げ方をしているのである。

この四四年四月中旬における教養部期末試験の強行——全学協力体制をして、とにかく試験はやつたことにするという無理をおこなつた、その事態に納得できないとして、教養部ドイツ語教官としておそるおそる学長代行等にあてゝ公開質問状で提起をし、あちこちにくばりに行つたことはたしかである。しかし半年も前に述べたおり（七月一七日）、「バリケードをきずき、実施を妨害」も、学生とともに「も、残念ながら否定せざるをえない。

(2) 四四年一一月二三日に（忘れもない！）大学構内にいただけのことなのだが、大学当局が導入した警察権力に「不退去罪」の容

疑で逮捕留置された一件が、またしても挙げられてきている。その、
不当逮捕並びにその後の処分に、當時も今も納得しているわけでは
むろんないが、「起訴保留」で出てきて、同年一二月には、二日間
の「職場離脱」ということで（一体、いつも大学から逃げまわって
いたのは誰なのか？）、「一六時間」の賃金カットを言い渡され、
カットされた。それで一応の社会的、学内的制裁を受けたのに、い
ままた二重に「処分」対象として出されることは、いよいよ納得し
がたい（二重に重に処分したいとするその怨念の深さを知れと
いういみなのだろうか？）。

ちなみに、教養部は当時④導入に賛成していなかつたし、その当
時の状況についても、またこれを再度「処分」対象として挙げるこ
とにについても、七月の教養部教授会でも、ついに確認は得られなか
つたことを付け加えておく。（七、一七・一八教授会議事録）（未完）
参考）

（3）四五四年四月はじめにおける「移転阻止」（斗争）についてであ
るが、「学生と行動を共にし」とあるが、組織的にも、また統合
移転についての認識においても、学生とはちがつていたことは、ち
ょつと調べればすぐわかるはずである。われわれのそれは、統合移
転が「労働合理化」であり、非常勤体制の強化であるという観点で
ある。

非常勤労働者の斗いとは、単に「定員並みの待遇改善」や「定員化
要求」におわるのではない、体制側が被支配者内部の矛盾をテコに
たえず骨抜きはかつてくる、労働者としての階級的自覚と権利の回
復・確立にむけた、根底的な斗いであることに、私にあつてはやつ
と「移転」を契機に認識しはじめたというにすぎないのである。そ

のことが、よくもわるくも行動形態に反映していたことは、言うま
でもない。（…）

評議会もまた、「処分」をとおして、△四三年度△から△四九年
度△にまで一貫性をもたせようとしているわけであるが、この間の
大学が歩んできた過程について、最も根底的に判断することとも、批
判することもできる立場からの、つまり非常勤労働者の方からの発
言に、十二分に耳を傾けなければならないであろう。（…）

（4）理学部二年生の授業（エドワード語理2A）について記述されて
いることは、全面的に、たゞ教養部の「調査報告書」の記述をひき
ついでいるだけであつて、それは、不合理で、錯誤とあいまいにみ
ちみちている。

言うところの「最後の時間」とはいつなのか？「成績評価」に
費いやした時間だけでも、二月以降三〇時間前後に及んでいる。い
つた「試験をやつた」「やらぬ」ですまされることなのかり結
局、職務怠慢となる法律条項にひっかけようということであるが、
いつた何を指して「怠慢」というのか？「やりすぎ」というの
ならともかく、実感としても原則的に言つても、納得できがたい。

…：

〔B〕〔略〕

〔C〕以上でもうすでに、一言でいえば、「処分事由」のデフチ
上げ策動と、内実としての思想処分（レッドページ）との相関関係
は、誰の目にも明らかであると思う。

七五年一月の状況の一端を、次に、新潟大学教職員の方々の具体
的な提起を中心まとめておきたいと思う。

その前に、一月一七日に私が評議会で発言した内容のうち、〔A〕

〔B〕の項で展開したことは除き、教養部問題として批判した点、
および、すでに△要望書△（S五〇・一・四）で整理・提起した、
評議会に対する若干の質問事項について再度提起、説明した部分を
一・一七△発言△――△要望書△（S五〇・一・四）の補足説明――
から引用しておく。

…：

（1）私に対する「処分」問題は、決して私一人の問題ではない。この
あの野郎はけしからん」ということで切り棄てをはかつていくとい
うのは、「人間の人間としての存在根拠」にかゝる、「人権」の
問題である。「四九年度前期総括」の中でも述べたように、それは
すでにそうして、教官に対する処分の枠を突破しているのである。
何年来絶えて久しかった、学生の処分が、いくつかの学部で昨秋強
行されたということが、いままさに、大学全体の中からひきおこさ
れていているのである。また職員の立場に対して、どう影響を及ぼして
いっているのかといえば、私はすでに一〇月二、八日付で述べたよう
に、「今日職員の物的手段化とは、「人間の人間としての存在根拠」
にいたるまで奪いつくすことに外ならず、その深刻さは想像して余
りあるといえよう。」

その「物的手段化」については、具体的な事実を挙げておきたい
と思う。

① 私からむりやり授業をとり上げるということで、二年生の持
ち上がりのクラス（農2B）で、私が担当からはずされ、代りの教
官が伝えられた。もとより「処分」問題が前提にあるから、授業は
授業であつてそれと関係ないというわけにはむろんいかないので、
無理が生じてくる。にもかゝわらず、授業をやるのは当然だとして

無理を生じさせた上に、さらに無理をかさねる。具体的に「授業防
衛」に職員——教務の職員を中心に――をむやみに狩り出す。その
結果は、まさに道理がひつこんで、存在根拠にかゝわって、人間を
ぶじょくしていくわけである。

（2）すでに私の問題の場合に、象徴的にあらわれてきていたのだが、ビラをはる、掲示をするといった表現行為が、所定の掲示板を
つくつたからといって（私の場合、それすらも当初なかつたが）
それをことわりもなく、はがしてよいとして、勝手にはがすことによ
つて、明らかに否定されていった。掲示板をつくつたから、そち
らにはつてほしいというのであれば、少くとも、表現、人間の主体
的行為に対し、どれだけ尊重しようとする心構えがあるのかどう
かという前提が必要である。ところが、昨年九月以降、その前提な
しに、掲示板以外にはつたものははがし、書かれた文字は消し去る
ことに狂奔した教養部が、絶えずそのため動員する職員をそな
びにどれ程疎外していっているかは、明らかである。

（3）私の場合、「授業のとり上げ」がどの点からみても納得でき
ないということを、文書にして教官控室に掲示したりしていたのだ
が、それがいけないのだと昨年六月はじめにバッとはがされた。
そういうことの中に、問題を必然的に大きくしてしまった端緒があつた
といえよう。

どんどん教養部の職員に負担をかけてしまう、そしてこういうこ
とを言つていればいい」というのではない本当のいみでの深刻さをい
ま痛感するのだが、しわよせを不適に一職員にかけて、まさに不可
避的な出来事をひきおこしたのである。（一二月一九日）。

④ 思想処分――「人間の人間としての存在根拠」、人権をない

がしろにすることが、どういうことになるのか。対等な関係ではなく、上下関係でしかない現在の人間関係のひきつた状態というの

は、はつきりと人権無視によつてひきおこされている。見解のちがいをもつて相手の立場を認めえないような、狭い量見ではなく、ちがいこそ大きいに結構であり、意見をたゞかわせることによって、真正に相手の立場を尊重していくくということではないのか、さばく——

さばかれるの関係としての処分問題は、量見のせまい、人権無視の典型といえる。

……

(…)

(2) 一月二四日に評議会に対して、齊藤ハツミ氏（非常勤労働者）は、「新潟大学」・「教官」を根底的に批判しうる立場から、次のような質問事項を提起し、大衆団交を申入れた。

① 現在どのようにして、定員増（教官はのぞいた事務定員増）を要求しているのか。その増員数は何によつて決定しているのか。

② ④ 現在、それぞれの部局で非常勤の定員化について、部局内で一応了承されているルールのようなものがあるのかどうか。

③ ないとすれば、どうするのが一番よいと思うのか。個人としての見解でもよいから明らかにせよ。

③ 佐藤教官に対する一連の処分過程について、この間の評議会のあり方（密室審議等々）について意見、疑問を持つている人が多数いるが、その人たちを代表して、学長並びに評議会に団交を申入れる。

これら質問事項、申入れに整理する過程で、齊藤氏は、四五年春以来の非常勤斗争のいくつかの経験の中から次のような総括、分析

を教官たちの前に突きつけた。

諸権利は自分たちで斗い取る以外にはなかつた、自分で斗いつらねばだめだ」ということ。

やはり、教官と、教官の行為、教育・研究の体制が非常勤体制の温床である。こと。

移転とは、「建物だけに目をうばわれた」、「ガッチャリと非常勤体制というものを作ってしまう。ものでしかないこと（図書館を、そして情報処理センターを見よ!!）。

教官たちは、若い未婚の女性が多い非常勤をつかいして労働力として、そもそも職員を一つの働く道具として、「教官が研究していくための道具としてしかみていらない!!

その結果が、「佐藤処分」を含む暗い寒む寒むとした教養部にあらわれている。こと。

そして最後に齊藤氏は、「情報処理センターにおける」教官に都合のよい人事の策動を、「佐藤処分」を、「非常勤に敵対しようとしているのだとしか思えない」と、きびしく評議員を、教官を糾弾した。〔（「新潟大学評議会に対する公開質問へ一九七五年一月二四日）」——非常勤労働者の立場から——新潟大学情報処理センター 齊藤ハツミ 参照〕

(3) 同じく一月二四日評議会に対して、野村彰氏（教養部ドイツ語教官）は、教養部教授会構成員としての立場から、およそ次のような見解を提起した。

① 「…あえて訂正しないために、教務・厚生業務に多大の支障をもたらしている。…」との記述があるが、一方佐藤講師は「四八

年度△成績表△については事務上すべて完了している。」とのべている。こゝに重大な喰いちがいがあるが、私見によれば、先の記述は、教養部教授会内の△処分△強行派の主張にのみ依拠している。

② △処分△強行派は、同講師の成績△不當△表示を「ルール違反」として固定化し、△処分事由△をつくり上げようとした。つまり、同講師は、前教養部長との「話し合い」の中で「合格」表示が「教務・厚生の業務」に支障を生じることを納得し、成績表示の「訂正」の意志を示し、その作業にとりかゝるはずであつたところが△処分△強行派は、この扱いを不満とし、あくまでも「訂正」阻止を策動した。

③ しかしながら、同講師の成績表示はけつして「ルール違反」として固定化できる性質のものではない。それは、最近数年来、同講師が「教える者」と「教えられる者」という関係において真摯に摸索してきたことの一つの表現であつた。同講師が、この一連の過程を「思想処分策動」であるとして抗議するゆえんである。

④ 以上のことを次に過程を追つて立証する。

四・二教授会・S教養部長より、佐藤講師に成績表示「訂正」の意志のあることが報告される。これを不満とする「懲戒動議」が出され、部長はこれに対して「部長辞任」表明をもつて応える。四・九・四・一〇連続教授会。ノ不当にも「授業とり上げ」決定。四・二三教授会。ノ「調査委員会」設置。（これは四・一〇決定の違法性を他学部から批判されて、それを合法化するための策動であつた。）

⑤ 「五・三〇文書」（佐藤講師の成績表示についての「指示文書」）を受理したS教養部長は、直ちに「教務係」を通して関係学部に必要な連絡をとつた。これが正式な連絡であれば今日の「業務

上の支障」はいっさい存在しない筈である。ところが、S部長の意図にも反して、これが実は単なる「事務連絡」として処理されいることがあとで判明した。なぜ、正式に教養部長から学部長宛ての文書になるはずのものが「単なる」事務連絡にスリ替つたのか!? ——この事実経過を、ぜひ仔細に検討してもらいたい。なぜなら、このスリ替えこそ、いうところの「業務上の支障」を生んでいる眞の原因だからである。なお、大部分の教授会メンバーもこの間の事情をほとんど知らない。

そして野村氏は、最後に、評議員各位が「思想処分」に加担するか否かの立場を鮮明にする。こと、「種々の疑惑と批判」をもつが佐藤講師を、「思想処分」の俎上にのせるには絶対に同調できないことを強く主張した。（「一九七五年一月二四日（金）、佐藤信行講師に関わる審査評議会における参考人（野村彰）の陳述要旨。」参照）

(4) 一月二四日評議会は、次回一月三一日にS・Y氏（前教養部長）を「参考人」として呼ぶことを決定した。それは、私の知る限りでは、「野村先生が、事務処理がすつかり済んだのに何らかの力によつて実行が阻害された」という主旨の発言をした際に、S先生に聞いていたらしいと云つていた。といういふ方をしたので、野村先生だけの発言かどうかをたしかめるために、いつS先生自身にきいてみたらどうかということから」（教養部長、二月四日）、あるいは「野村君がはじめて『五・三〇文書』のことを提起したのだが、さけ、てとおると、臭いものにフタをすると思われるだろうから」（学長、二月五日）である。

こゝでは、一月三日評議会における「参考人」S・Y教官の発言内容について（おそらくその一端でしかないだろうが…）、二月四日教養部教授会の席上、S・Y教官自身が、部長の発言とのちがいを説明するかたちで発言したことからまとめておく。

① 「参考人として出頭したのは」成績表問題についてきかれたから、こたえたまでである。」

② 「（四月のときは）「学生との相談の上で」ではなく、なおすことを無条件にみとめた。事実「白紙」の成績表をもつていている。そして新しい成績表を提出したら、古いのはかえすという、私との間の約束があつたが、「かえしてほしくない」と何人かの「調査委員」から話しがあって、（それを私が事実上認めたかこうになつて）、それで、提出がされなかつた。」

〔D〕以上七五年一月の過程において、具体的に提起されたたる諸点について、また私の言う「デツチ上げ」と思想処分との関係について、いったいどのようなことかえがかえってきたのか、事実経過を追いながら、まとめていってみようと思う。

① 二月四日教養部教授会の席上、教養部長は、「最終的にどういう理由で『学長処分案』が採択されたのか」という質問にこたえるかたちで、次のような見解を明らかにした。

① まず、「懲戒」をもつて論すべきか否か、そして実際「懲戒」にすべきかどうかと、二つにわけて審議が行われた。検討の結果、「成績表問題」、「長期連続欠席」（「長期無届」ではない！）、「四年期末試験実施」のときのこと、「四五年四月移転妨害」それらは（四年一一月④導入のときのことははぶかれている！）、

いずれも「懲戒」にあたるとして判断された。そし全体として「懲戒」にすべきとした。

② なお、研究室問題については、「管理費の問題として当局が適当な対応をしなかつた。自分は何ら責任ない、いゝと思つたといわれたら反論できない。指摘がまちがいはないが、「懲戒」にはできない、ということでのぞかれてしまった。」

③ 「合計四名の陳述が行われたが、諸「籌」の「懲戒」妥当性をより強めるものであつた。」（？）「齊藤さんはこの問題についての陳述はなされなかつた。」（？）

また「成績表問題」についてどういう判断がれたかについて次のように述べた。

④ 「「訂正」する意志は示されたが、実際はなされなかつた。三月に「訂正する」といったとき、学生の願をえたいからと条件ついていた。四月に「調査委員会」ができをきに「（訂正）いたしましよう」といったときも、学生の同意あればと、同様に条件がついていた。「調査委員会」は疎外要因はない。「学生の集団的恣意」、「同意」を前提としていたことが実は、この間へ一・一七〇三一か？」はじめてはつきりした。」「五・三〇文書」は全員に配布された（一・三一に？）。それはすく第一回の「検討委」で私が読み上げている。

また「調査委員会」が疎外要因ではないということについては、⑤ 「調査委員長のS先生との間に、公文書に関するものは部長をとおして行われねばならない、成績表は公文書であて、それ（「調査資料」とすること）は拒否すると、話しをしてある。（そのことは、むろん私に対しては、一言として、一度として明され

たことはないし、七月処分「審議」教授会に「資料」として教養部長自らが会議の席上に提出したことと矛盾している！」この点、評議会ではシンシヤクされた。また、S先生の発言は、評議会ではすべて「条件つき」と解されたことを付け加えておく。」とのべた。

(2) 二月五日、私は学長に対して、学長・評議会レベルでの、処分論議の全過程を具体的な資料の提示をもつて明瞭にするよう、口頭で申入れた。具体的な資料とivitiesは、例えば、教養部長による「学長への具申文書」、追加文書、「教養部問題調査委員会」の提出した報告書（別紙のすべてを含む）等々である。

そのとき私は、「一つの確認を、つまり、一月三日の評議会で教養部長が「一番はじめ六月五日の成績表を訂正するよう指示をした」という「新事実」を述べたそうであるが、たしかであるかどうかを求めたところ、学長はこうこたえた。

① 大事な点なので一度ならず確認を求めたが、やはり「そうだ」というこたえであった。

② それは、評議会の議事録にものついている。

私はその場で、きつぱりと、「私が掲示物の強権的撤去・押収に抗議しに行つた」。六月五日の状況からして、形式的にも、内容的にも「部長による訂正指示」とは全く無縁であり、事実無根の、デツチ上げであると、言明した。

そういう重大な事実とやらが、そもそも「処分審議」のドタソ場で、そんな唐突な、一方的なかたちで（この「処分」過程にたえずつきまとつていたかたちだが…）、出されること自体ずいぶんおか

しい。しかも、成績表問題の処理の仕方において、教養部執行部（部長、教務委員）内部に、あいまいさのひそんでいたことが明白になつたときに、一番の当事者である私のいない場で、部長自らが一方的に述べたことに、どれ程の信憑性があるのか。

なお、六月五日には、私は夕刻やつと事務室で彼をつかまえることができて、その場で一数回強烈を追求したような次第であった、（△六・六文書 参照）。

(3) [略]

〔E〕以上的过程をみてくるとき、私がすでに一月五日付で評議会に対し、次のように提起したことが、残念ながら、まぎれもない真実であることを、さらに新たな事態の展開をもつて（色濃い、デツチ上げ—思想処分策動）、はつきりと示したとしか考えられないのである。

「新潟大学評議会」の「一二・二〇決定」とおもわれるものは「教養部」における私に対する一連の「懲戒」処分策動にのみもとづいた（S四九、一〇・一二付「行政措置要求書」等参照）、「処分事由」のデツチ上げによる、その本質としての思想処分（レッドバージ）を貫徹するところの、不法・不当な「懲戒」処分策動であると、判断せざるをえません。（S四九、一二・一八日付学長・評議員宛「要望書」、S五〇、一・四日付学長・評議員宛「要望書」等参照）

この「処分」策動に、関係（加担）してきた「新潟大学」・「評議会」・「各部局」・「教官」……から、是非ともくわしい見解をきかねばならないと、私はいま切々と思いはじめている。

暗黒の中に、人間の人間としての

〔結語〕

いまも「人権」におゝいかぶさる

一点の光りを、見い出したいとするのが

私の願いであり、

ふみきるしかなかつた今提訴の、

主旨である。

添付資料

〔略〕

資料1

関東学院大学・河村解雇撤回闘争報告

関東学院大学（横浜市金沢区）の工学部助教授河村隆二氏は、七年十月以降、大学当局の不当な解雇攻撃に対決し、横浜地裁において地位保全の仮処分を求める裁判斗争を行なうとともに、現在なお研究室を確保して学園内でのゲリラ戦を斗いぬいている。

六〇年代後半から全国の大学で闘われた学園斗争は、全共斗運動という形で大学や学問そして教育そのものに対する告発と根底的批判を開拓してきたが、大学当局と国家権力は、機動隊という暴力によつて、この斗いの高揚を文字通り暴力的に圧殺した。全共斗運動あり、教育や学問、研究なるものも、資本の論理にもとづいて、労働力商品を生み出すための過程にますます純化されつつある。小学校から大学に至るまで、資本の要請にもとづいて、能力による選別と差別・資本に役立つ専門知識のつめ込みが一貫して行なわれている。

このような状況に対応して、どこの学園においても、新たな学内

支配体制が築かれてつある。七一年、全共斗系自治会を排除する目的で体育系自治会を公認し、ガードマン常駐・機動隊導入をくり返して学内の斗いを抑圧してきた関東学院大学当局は、七二年一月、かつて全共斗運動の高揚期にそのよき理解者をよそおついた岡本正を学長代行（のち学長）に与えることによつて、「不法行為に対する緊急処置要綱」なる極めて暴力的な弾圧規則を制定し、この「要綱」にもとづき、授業料値上げ阻止斗争に立ち上つていった四名の学生を、授業時間中、屋外で演説したと理由で除籍処分にしたのである。河村氏の斗いは、このような岡本ファッショ体制への抵抗として開始されたのである。

「不法行為に対する当面の緊急処置要綱」（以下「要綱」と略記）なるものは、かの悪名高き朴政権の政策を想起させるものであるが「暴力と破壊から大学を守る」という名目の下に、学生および教職員の斗いを強圧的におしつぶそうとするものであった。すなわち、排除すべき暴力は、「学内暴力」であり、「……」その具体的形態として、「1、学内において運動のためヘルメットをかぶること。2、

改悪の先行実施に他ならない。

このような「要綱」と、それにもとづく四名の学生の除籍処分に対して、河村氏の行なつた授業ボイコットは、教育労働者として当然の抗議であつたと同時に、岡本を頂点とする関東学院大学当局が学生と教職員を非人間的に支配し、教育・学問・研究を新たな質の矛盾の中に隠蔽していくことに対する抗議の斗争であつた。

この斗いに恐怖した大学当局は、河村氏に対し教学権停止処分（教壇に立たせず、単位認定権停止、諸会議出席禁止等）、さらには一年半に及ぶ「自宅研修」処分を強行し、河村氏の切り捨てをはかったのである。このような処分と平行して学長岡本は、河村氏に対し、授業ボイコットの「自己批判」、「要綱」への絶対服従の表明をくり返し要求したが、河村氏は当然にもこの不当な要求を拒否しつづけた。そして、七三年七月、河村氏が大学当局の不当な抑圧に対する反撃の一環として、「教学権確認」訴訟を横浜地裁に提起するや、大学当局はこの裁判・提訴を理由の一つとして、十月一日、河村氏を「通常解雇」したのである。（…）

この非人間的な「要綱」体制とそれにもとづく解雇攻撃に対し、河村氏は現在、研究室の確保による就労斗争・自主講座等を始めとする大学内部拠点での斗いと、地位保全仮処分ならびに教学権確認の二重の裁判斗争を行なつてゐる。

われわれ「河村氏の学園復帰斗争を支援する会」（以下「支援する会」）は、河村氏のこの斗いが、現在の情況の変革をめざす斗いとして普遍性をもつと判断したが故に、この斗いを全面的に支援する決意をしたのである。

この間の裁判斗争の中ではわれわれは、河村氏が関東学院大学にお

いて思想・信条のゆえにのみ迫害され、最終的に裁判提訴に対する報復として首切られたのだということを完膚なきまでに明らかにしてきた。これに対して大学側は、河村氏を不穏な悪玉に仕立上げあるいは「教員として不適格」などといつて対抗しようとしたが、ムダであった。

だが、ブルジョア裁判に幻想をもつてはならないことは自明であり、大学内部において、また地域において、岡本「要綱」体制とそれを支える国家権力に対する斗いの構築が追求されなければならぬのはいうまでもない。現在学内では、学生が处分撤回と「要綱」撤廃にむけて斗いを進めており、河村氏は研究室確保を足場に、学内での情宣活動・自主講座を行なっていく中で斗争の深化を模索している。われわれ、「支援する会」も、力量不足のゆえにきわめて限られた形ではあるが、学内における岡本「要綱」体制糾弾の行動として、集会、デモ、学長追求行動を、これまで学生諸君とともに二回にわたって展開してきた。このような行動の中で、神戸大の松下昇氏、東理大の宮内氏をはじめとする全国の斗う教員との連帯、あるいは神奈川の地で斗う労働者、さらには救援戦線との連帯が実践的にかちとられつつある。

関東学院大学教職員組合は、河村斗争のなりゆきを傍観し、河村氏の解雇は認めないが支援もしないという態度をとり、「要綱」体制に屈服し、客観的にこれを支えてきた。しかし、一年半にわたる斗いの結果、先の組合員選挙で、河村氏は戒厳体制下において、約二〇%の組合員の支持を得て、彼の解雇撤回斗争を無視できない状況が、組合内部にも生れつつある。河村氏の斗いの担う役割はきわめて大きい。

一九七五年三月

河村氏の学園復帰斗争を支援する会

連絡先・東京都渋谷区一―十三―五

日本国土興業ビル内

渋谷総合法律事務所気付

又は

神奈川県厚木市緑ヶ丘四一五一一二

河村 隆二

河村解雇撤回斗争は関東学院大学一個の斗いにとどまることはできない。数年前全国の大学に吹きあれた全共斗運動に対する巻きかえしとして、文部省・国家権力の指導、統制の下に、全国の大学に半歩先んじているにすぎず、国家権力に対する忠実度が若干高いにすぎない。いまや全国の学園において、「大学の自治」という前近代的な衣裳はぬぎさてられ、帝国主義時代にふさわしい体制へと再編成が行なわれているのだ（筑波大学をモデルとして）。帝国主義下の大学は企業と全く同質である。われわれは、河村解雇撤回斗争を総労働対総資本の斗いの中に位置づけ、地域あるいは全国の困難な状況の中で闘っている労働者、人民との連帯を追求し、教育の帝國主義的再編を阻止し、帝國主義支配体制と真に対決しうる闘いを切りひらかねばならないと考える。われわれ「支援する会」は、河村氏の解雇撤回斗争に最後まで連帯し、勝利しぬくであろう。

-38-

資料2

上申書

関東学院大学教職員組合

執行委員長 滝沢 正樹

右の者は、右執行委員会の決定にもとづき、関東学院大学工学部助教授河村隆二氏の地位保全仮処分申請にかんし、貴裁判所が、でかけるだけすみやかに、仮処分決定を下されるよう、左記の論点について要請いたします。

一、当組合現執行部は、本年度の運動方針のなかで、「組合員の身分にかんする協定」を一方的に破棄したうえで、一方的に行われた本件解雇は、組合としては認められないという立場から、河村隆二助教授の学園復帰をめざす活動をするときめております。

一、河村隆二氏は、目下、扶養すべき両親と三人の子供をかかえ、主として同氏の妻河村康子氏が、精神薄弱者施設神奈川県立愛名学園で看護婦として勤務している賃金によつて生活を支えております。狂氣ともいえるインフレ・物価高騰のなかで、世帯主としての同氏の収入が絶たれている現在、同家族の生活が困窮のきわみにたつていていることは、組合員同僚として胸をかきむしられる想いであります。

本件にかんする本訴がはかどらず、このまゝでは同氏の裁判遂行があやふきにひんする状況をかんがみて、貴裁判所ができるだけすみやかに、本件仮処分申請にたいし、地位保全と賃金支払いの決定を下されるよう心から要請いたします。

一、当組合は、昭和四八年九月、学校法人関東学院理事長加藤亮三氏の名による河村隆二氏にたいする解雇処分にかんし、同理事会にたいし、労使の慣行にたつて、その解雇理由についての団体交渉の申し入れ、および解雇措置の取り止め要求を行つています。

当時理事会は、「組合員の身分にかんする協定」が同年三月三一日付で解消しているという理由から団体交渉に応ぜず、ようやく開かれたただ一度の同席上でも、組合が納得できる解雇理由をしめさないまま、今日にいたるまで、本件にかんし労使物別れという状態がつづいております。

昭和五〇年六月三日

関東学院大学教職員組合

執行委員長 滝沢 正樹

横浜市地方裁判所

第五民事部裁判長

日野 達藏 殿

注 右上申書はさる六月三日の教学権本訴に先立つて、裁判官室に直接手渡したものであります。

同行者は弁護士秋本・中川・中島・藍谷及び滝沢各氏と原告河村村であります。裁判長は仮処分の遅れを認めつゝなるべく早い機会に決定を出すとのことでした。

河村氏の学園復帰を支援する会

資料1

島根大学部落差別糾弾闘争に対する教官、学生の不当処分についての要望書

松江から

現在、全国で部落問題は国民の重大な关心事となつております。
島根大学においても、昨年十一月末より、日本共産党による差別キャンペーン（部落解放同盟・暴力集団・利権屋）が大々的に練り広げられました。これに対して心ある学生、教官は、日本共産党の中傷とフレームアップにみちた政策的な宣伝について部落差別を全国的規模で拡大・助長するものであり部落解放運動に敵対するものと考え、その責任を追求していきました。

これに対し、日本共産党は、松江地検、警察署に五回もの告訴を行い学生、教官十一名が逮捕され、二十数名（被告訴者）総数三十八名）が取調べを受けています。こうした状況の中で、島根大学文理学部法学科は、独自の調査を行わず、日本共産党の要請を受け、法学科講師、鬼頭宏一氏を厳正な処分（懲戒免職等）に、学生を懲成処分に付そうとくわだてています。戦う学生、教官を日本共産党は検察庁・警察を利用し、検察庁・警察は、日本共産党を利用し、大学当局が、それを契機として、三位一体となつて処分を行おうとするものであれば、それは極めて政治的・思慮的な性質を帯びる処分であるといわねばなりません。

（鬼頭講師の不当逮捕について）
日本共産党は第一にへ社会意識として普遍的に存在する差別観念によりかかり、部落解放同盟を「公正な行政」「民主的な教育」に対する「暴力的破壊者・利権屋」と誹謗し、自己を暴力一掃、議会開民主主義の「護民官」として国民に印象づけ、部落問題をすべての選挙において、集票の道具にしようとしています。第二に、告訴マニアの名にふさわしく、告訴の濫発により、司法権力（裁判所を）厳正・中立であるかのごとく国民的幻想を強め、かつ告訴により自らの手を汚さず自己の反対者に刑事裁判の重荷を負わせ、刑罰でもって抑圧しようとしています。八鹿高校教育差別事件は前者の典型的な事例であり、島根大学における学生・教官に対する告訴→懲戒処分攻撃は後者の象徴的事例であると考えます。

私たち、呼びかけ人及び署名者は、部落解放同盟にかけられた差別、分断、抑圧を、自らのものとして、職場・地域・生活のすべての場で、部落差別を許さない立場から、検察庁、警察、日本共産党、大学当局による鬼頭宏一氏・二十数名の学生に対する不当な処分に強く抗議し反対するものであります。

呼びかけ人及び署名者一同

要 請

貴大学文理学部の鬼頭宏一氏が、被差別部落の問題と関連して「逮捕監禁」等のかどで告訴をうけ、逮捕されたということを、わたくしたちは聞きおよんでいます。鬼頭講師はそのち釈放されたものの、なお起訴処分をうける可能性があり、また、貴大学長は、同講師にたいして「注意処分」を行なわれたとのことです。

もとよりわたくしたちは、一連の経過の起点から現場にいあわせたわけではなく、貴大学当局がこれにたいしてどのような態度をとつておられるかについても、その詳細のすべてを承知しているわけではありません。しかし、鬼頭講師にかかる今回の出来事が大学に籍をおくものにとつて見すごすことのできぬ大きな問題をはらんでいる、とわたくしたちは考えるがゆえに、わたくしたちに判断可能な限りで、とりあえずこの一文をお送りする次第です。

まず第一に、鬼頭講師（および学生）にたいする「告訴」そのものは、ある特定の一政党が被差別部落問題にかんしてとつてている政方針の一環としてなされたものです。この政党の機關紙誌をみれば、これはだれの目にも明らかでしょう。反対意見をもつものがあ

らゆる手段で攻撃し、あまつさえ「告訴・告発」によつて、警察当局にその処分をゆだねていくというやりかたは、なるほど、かりに、政党の政治方針としては理解できないものではないとしても、この背景を無視ないしは熟視したまま「実行行為」のみをとりあげて「処分」をおこなうということは「大学」のとるべき態度ではない、とわたくしたちは考えます。

部落差別をはじめとする社会的・人間的差別そのものと、さらにはまたそれらの差別をなくすための運動とにたいして、どのような対しかたをするのか——これが、わたくしたち大学に籍をおくものにとつても避けることのできない重大な問題であることは、言うまでもないでしょう。鬼頭講師の言動は、こうした本質的問題とのかかわりにおいて、評議され判断されるべきではないでしょうか。ところが、貴大学当局は、「告訴」者とその要請をうけた警察当局との判断にそのまま依拠して、きわめて一方的な態度で鬼頭講師に立ちむかわれました。貴大学長は、鬼頭講師にたいして、「学生に影響力をふるつた」、「集会の解散命令に従わなかつた」などのおよそ理由として、あまりに貧弱な理由で、「注意処分」を行なわれ、また、貴文理学部法学科は、同講師の勾留中にいちばんやく、「处分要求」の申し合せをなされた、とのことです。わたくしたちは、貴大学のこのような思考停止と形式主義とにたいして強く抗議し、これらの处置の撤回を要請するとともに、貴大学のこうした姿勢が、社会的差別をなくすための努力とはおよそ相反するものであること、そしてもしもこうした姿勢をとりつづけるなら、貴大学は客観的に政治党派や警察当局の出先機関になりかねないことについて、注意を喚起したいと思います。

一九七五年七月

京都大学教官有志（署名略）

島根大学学長 殿
島根大学評議会 殿

島根大学文理学部長 殿

伝聞するところによれば、逮捕令状の執行のため大学講内に入ろうとした警察機動隊をまえにして、貴大学評議員諸氏は学生とともに坐りこんでこれを阻止しようとしたことです。おそらく、「逮捕」そのものに関しては、被逮捕者にたいする「処分」よりもずっと強い抗議の意思表示が、貴大学から警察当局にたいして当然なされていることでしょう。このように確認したうえで、さらに、わたくしたちは、もし万一これから鬼頭講師が起訴処分を受けるようなことがある場合でも、かりそめにもそれを理由なしに是契機として貴大学が鬼頭講師にたいする何らかの処分・処置を行なわれるこことないよう、あらかじめ強く要請するものです。

あとがき

お元気ですか。『通信』の前号から現在までに、またしても九ヶ月という時日を経過させてしまいました。

そのためもあって(「より、何より編集者の事態把握能力の不足のせいですが)、収集なしし掲載てきた資料はまったくとぎれときれのもの、問題のひろがりに比してきわめて範囲の狭いものになっています。とくに岡山および徳島で進行している過程の資料については、そういわざるをえません。

神戸の松下さんの「民事闘争」など、刑事公判では、検察側証人への尋問がこの春に始まりました。今回は小林教授の証言を公判速記録から抄録しましたが、さきついて堀江教授が現在、同じく検察側証人として、公判廷に登場中です。

岡山では、坂本さんが、大学による「懲戒免職処分」に対し、その取消請求を地裁の民事部に向けて提起しました。こうして、審理を放棄している大法院に代って、岡山地裁が、大学闘争にかかわる教員処分の問題を、正面から取りあげざるをえなくなっています。

新潟での経過は、前号および今号の佐藤さんの文章から、よく見てとられることを思ひます。

東京理科大学の宮内さんの、裁判における前面勝訴は、前号でお伝えしたとおりですが、大学当局がかれの授業活動を無法に拒否している状況は、依然として引き続いているです。

関東学院大学の河村さんの闘争では、地位保全の仮処分の地裁判決が、近く期待されているようです。

島根大学では、新しいかたちの問題が生じています。ここに載せた資料は、大いに不十分ですけれども、等質の問題は皆様の身辺にも起こりますし、この問題に関心をもたれるかたは多いでしょう。

より詳しい資料は、松江市菅田町三三三、鬼頭宏一氣付、松江救援センター(〒681-853-123-178)二、児童の「松江救援通信」に載っています。連絡をとられれば、まだ入手できるかもしれません。

次号は、できれば年内に発行したい、と考えています。

皆様からの通信を、また編集者にたいする批判と提言を、期待します。

どうかお元気で。

(N)